

「個性」と「総合力」

個性ある弁護士たちの力を結集し、
地元京都をはじめとする
皆様のあらゆるニーズにお応えいたします。



京都総合法律事務所メールマガジン 2025年4月号

京都総合法律事務所の野崎隆史です。

今年は桜がゆっくりでしたので、桜に恵まれた入学式や始業式になりましたね。

最近、朝から鴨川を50分程歩いて出勤する機会が増えましたので、4月中旬まで桜と水面を楽しむことができました。

5月は萌える緑に期待しています。

3月27日より新メンバーの猪飼真未弁護士が加入しました。

ご指導ご鞭撻の程よろしくお願いいたします。

新メンバーが入ると事務所全体が引き締まりますね。

2025年度の京都総合法律事務所の好循環にご期待ください。

新メンバーのご紹介はこちら

では、今月のメルマガを始めます。

厳選した情報とコメントを1つ1分程度でお伝えすることで、皆様の法務免疫力を一緒に高め、

「京都から紛争をゼロにする。」

を実現していきたいと思っています。

メルマガ特典である過去に開催したセミナーのテキストや各種雛型等の無料ダウンロードURLは編集後記に記載しています。どんどんダウンロードしてください。

このメルマガは無断転送大歓迎です。

<目次>

- 【1】 今月の法律ニューストップ5
- 【2】 京都総合法律事務所の使い方

【1】今月の法律ニューストップ5

★チェックしておきたい今月の法律ニューストップ5★

< 5 位：令和8年4月1日～令和11年3月31日の法定利率も年3%のまま >

令和2（2020）年4月1日施行の債権法改正により、令和2年4月1日からの期（令和5年3月31日まで）の法定利率は年3%となり、**3年間を一つの期として変動する制度**になっています。

現在の期（令和5年4月1日～令和8年3月31日）の法定利率は年3%です。

今回、次の期（令和8年4月1日～令和11年3月31日）の法定利率が公表されました。年3%です。

変動しないように見える変動金利ですが、仕組みを簡単に説明します。スリーステップです。

1. 法定利率は変動が生じた期の基準割合から1%以上変動した場合に1%間隔で変動します。
2. **基準割合**とは、対象となる期が始まる年の6年前の1月から60か月間の短期貸付けの平均利率の平均値です。
3. **短期貸付の平均利率**とは、各月に銀行が新たに行った貸付期間が1年未満の貸付の利率の平均です。

令和2年4月1日からの期の基準割合（つまり、令和2（2020）年の6年前である平成26（2014）年1月から平成30年12月までの60か月間の短期貸付けの平均利率の平均値）は、年0.7%でした。

その結果、令和5（2023）年の6年前である平成29（2017）年1月から令和3（2021）年12月までの基準割合が年1.7%以上ですと法定利率が年4%になるところでしたが、告示された基準割合は年0.5%でしたので、法定利率は変動しませんでした。

そして、今回、令和8年の6年前である令和2年1月から令和6年12月までの基準割合が年0.4%と告示されました。

令和5年4月1日からの期で法定利率が変動しませんでしたので、比較対象は令和2年4月1日からの期の基準割合である年0.7%となり、そこから1%以上の変動がありませんでしたので、令和8年4月1日からの期の法定利率も年3%のままとなりました。

< 4 位：プラットフォームの責任を認めた画期的な判決 >

2025年4月25日、東京地方裁判所がアマゾンジャパンに対して3500万円の損害賠償を命じました。

Amazonマーケットプレイスには、既存の商品ページに後発の出品者が自身の在庫や価格情報を追加できる「相乗り出品」という機能があります。

今回問題となったのは、パルスオキシメーターを販売するA社のページに他の業者が相乗り出品してきたため、A社がアマゾンジャパンに偽造品の調査を求めたところ、アマゾンジャパンがA社の商品を含む相乗り出品のページ全体を削除したことです。

その結果、A社の売上が減少したため、A社がアマゾンジャパンを提訴したところ、東京地裁は、

- ・ アマゾンジャパンは偽造品対策を講じる義務がある。
- ・ 偽造品の調査をせずにページ全体を削除するという画一的な対応をしたことは重過失に当たる。

として損害賠償を命じました。

プラットフォームの出品者に対する義務を認めた初判断だと思われます。

また、Amazonマーケットプレイスの規約には、このようなトラブルについてアマゾンジャパンの責任を免責する条項が定められていましたが、重過失の場合は無効と判断した点も画期的です。

< 3 位：公益通報者保護法の改正 >

今国会に提出されている改正案の内容は大きく分類すると次の4つです。今国会で成立し、2026年中には施行される見込みです。

立証責任の転換等の重要な改正が行われますので、人事労務に関わる皆様は必ずキャッチアップしてください。

1. 事業者が公益通報に適切に対応するための体制整備の徹底と実効性の向上
2. 公益通報者の範囲拡大
3. 公益通報を阻害する要因への対処
4. 公益通報を理由とする不利益な取扱いの抑止・救済を強化するための措置

1. 事業者が公益通報に適切に対応するための体制整備の徹底と実効性の向上

従事者指定義務（公益通報対応業務に従事する者を指定する義務）に違反した事業者（常時使用する労働者の数が300人超）に対し、次の義務や刑事罰を新設。

- 勧告に従わない場合の命令権
- 命令違反時の刑事罰（30万円以下の罰金、両罰）
- 立入検査権限
- 報告懈怠・虚偽報告、検査拒否に対する刑事罰（30万円以下の罰金、両罰）
- 労働者等に対する事業者の公益通報対応体制の周知義務

2. 公益通報者の範囲拡大

公益通報者の範囲にフリーランスを追加し、公益通報を理由とする業務委託契約の解除その他不利益な取扱いを禁止する。

- 事業者と業務委託関係にあるフリーランス
- 業務委託関係が終了して1年以内のフリーランス

3. 公益通報を阻害する要因への対処

次の行為の禁止・無効化

- 正当な理由なく公益通報をしない旨の合意をすることを求めること等の公益通報を妨げる行為
- これに違反してされた合意等の法律行為を無効化
- 正当な理由なく公益通報者を特定することを目的とする行為

4. 公益通報を理由とする不利益な取扱いの抑止・救済の強化

- 通報後1年以内（事業者が外部通報があったことを知って解雇又は懲戒をした場合は事業者が知った日から1年以内）の解雇又は懲戒は公益通報を理由としてされたものと推定する（民事訴訟上の立証責任転換）。
- 公益通報を理由として解雇又は懲戒をした者に対し、直罰（6月以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金、両罰）を新設。
- 法人に対する法定刑を3,000万円以下の罰金とする。
- 公益通報を理由とする一般職の国家公務員等に対する不利益な取扱いを禁止し、これに違反して分限免職又は懲戒処分をした者に対し、直罰（6月以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金）を新設する。

労務のお悩み相談はこちら

< 2 位：労働判例2025年5月1日号に伊山弁護士の論稿が掲載 >

最新号の労働判例に伊山弁護士の論稿が掲載されました（拍手）

遊筆－労働問題に寄せて

「ジョブ型人事」と労働法制とのすきま風

労働判例2025年5月1日号はこちら

これに先立ち、労働新聞社で伊山弁護士の「ジョブ型雇用と人事権」という記事を11回にわたって連載していただきました（拍手）

- 第1回 問われる「向き合い方」 欧米型直輸入は困難
多数企業が“折衷”を採用
- 第2回 「解雇が容易」は誤解か？ 法規制に相違はない
メンバーシップ型 能力不足の証明困難
- 第3回 適所適材 効率と競争力を重視 “育てる”仕組みは必要に
- 第4回 ネオ・メンバーシップ型 継続的な確保を前提
中小には非現実的な手法
- 第5回 中小企業における実現可能性 魅力発揮は至難の業
適切な賃金設計優先を
- 第6回 「ジョブ」とは何か？ 職務や役割を指す 同種間の移動は活発に
- 第7回 何に賃金を支払うのか 人物評価が未だ中心
“時間”に頼らざるを得ず
- 第8回 評価制度の課題 年功序列的な運用に スキル上昇の有無問わず
- 第9回 メンバーシップ型の功罪 能力の即時評価困難
定着には一定程度効果も
- 第10回 メンバーシップ型との融合 能力向上は会社主導
長期雇用の利点活かして
- 最終回 求められる「日本型」とは 未成熟な市場前提に
打破すべきは硬直的年功

労働新聞社の連載記事はこちら

弁護士リチャードソンこと伊山弁護士のXをフォローしておくと、最先端の労働情報が自然に身に付きます。

先程ご紹介した労働新聞社の連載記事に関するポストもこんな感じで投稿されているので、見逃さなくて済みますよ！

<第2回に関するポスト>

ジョブ型雇用前提での採用は「ジョブ」相応のスキルがあることが前提なわけですが、一方でわが国は新卒一括採用が中心でして、そこでは「ジョブ」相応のスキルなどは求めるべくもないわけで。わが国の雇用形態では本来「育てる」文化があったのでは、というお話です。

<第3回に関するポスト>

ジョブ型雇用とは要するに「人に仕事をつける」のではなく「仕事に人をつける」方法なわけですが、いってみればこれは「適所適材」とでもいう方法であると。しかしそんな「適材」など転がっておらぬわけで、日本型ジョブ型は自前で育てる仕組みがなければ.....というお話です

<第5回に関するポスト>

ジョブ型雇用といえば職務給、職務給といえば評価制、評価制といえば実力主義、実力主義といえば脱年功序列、脱年功序列といえば聞こえはよいが、払うものを払わねば人は集まらないので、中小企業がこれに飛びつくと、にっちもさっちもいなくなるのでは...というお話です。

弁護士リチャードソンのXはこちら

<1位：中小受託法（旧下請法）が2026年1月1日施行>

2025年4月24日、衆議院において、下請法を大改正する法律案が施行日を2026年1月1日と修正のうえ可決されました。

連合（日本労働組合総連合会）も、「2026春季生活闘争の前段での法施行が確実になったことは、中小企業等での持続的な賃上げにつながるものであり、評価できる。」とのコメントを寄せています。

正式名称「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律」の略称について、先月号では「中小受託者保護法」を提案していましたが、東大の白石教授が「中小受託法」を用いておられますので、どうやら決着がついたようですね。

概要は次のとおりです。

- ① 協議を適切に行わない代金額の決定の禁止
- ② 手形払等の禁止
- ③ 運送委託の対象取引への追加
- ④ 従業員基準の追加
- ⑤ 面的執行の強化

改正のご祝儀なのか、公取が下請法違反に対する勧告を連発しています。
公取のHPに掲載されていた2025年4月の勧告事例は次のとおりです。

- 4/10 トヨタモビリティ東京株式会社 抱き合わせ販売等
4/15 Google LLC 拘束条件付取引
4/17 株式会社コロナ 型等の無償保管
4/21 佐藤商事株式会社 返品、支払遅延
4/24 株式会社スズキ自販大分 不当な経済上の利益の提供要請
4/24 カヤバ株式会社 型等の無償保管

冒頭でお伝えしたとおり、来年1月1日に施行されます。

大きな改正であり、連合も春闘に向けて気合いの入ったコメントを示していますので、皆様、必ずキャッチアップしてください（なお、当事務所の弁護士は連合の顧問弁護士を務めておりますので、連合を相手方とすること相談はお受けできません。連合以外の労働組合であれば基本的に大丈夫です）。

<おまけのYouTube>

- ・ 最高裁判例解説 事業主は保険料が上がることを理由に労災給付決定を争えるのか
- ・ 最高裁判例解説 懲戒免職された公務員が退職手当をもらえないのは当然？
- ・ 最高裁判例解説 職種限定合意がある従業員に配置転換「命令」を出せるのか
- ・ 最高裁判例解説 事業場外みなし労働時間と「労働時間を算定し難いとき」
- ・ 「労働条件明示事項に関する法改正」「無期転換権行使の機会付与」
- ・ 令和5年の最高裁判例 5分で押さえるワンポイント開設
- ・ 最高裁判例解説 何がポイント？運送業者の賃金体系
- ・ 最高裁判例解説 これからどうなる？同一労働・同一賃金
- ・ 未払賃金と割増賃金

[YouTubeはこちら](#)

【2】京都総合法律事務所の使い方

京都総合法律事務所は、訴訟はもちろん、予防法務・戦略法務に力を入れ、訴訟で培った解決力で紛争の芽を摘み取ります。

【リーガルサポート】

従来の顧問契約から一歩進み、**皆様の実情を積極的に理解し、適切な対応を瞬時に行う**という信念に基づいてサービス内容を可視化し、明確にしました。

[リーガルサポートはこちら](#)

【契約書サポートプラン】

契約書を制する者がビジネスを制す。体裁を整えるだけでは不十分です。

[契約書サポートプランはこちら](#)

京都総合法律事務所が“矜持と覚悟”をもって臨む契約書チェックサービス。AIと協働し、AIを超える職人的な活動の裏にある想いとは。

[PRTIMES STORYはこちら](#)

【ハラスメント外部通報窓口・公益通報窓口】

京都総合法律事務所では、ハラスメント外部通報窓口業務・公益通報窓口業務を承っており、上場企業、大学、病院等での実績があります。窓口は即日開設可能です。

[ハラスメント相談通報窓口はこちら](#)

【広告チェック】

景品表示法違反による多額の課徴金、薬機法違反による逮捕や刑事罰。広告チェックの重要性はますます高まっています。

[広告チェックはこちら](#)

SNSでの広報活動で炎上しないためのポイントを整理しました。

[ちょっと弁護士Q&Aはこちら](#)

【カスハラ・クレームガード】

「クレームガード」で「お客様は神様です」の誤解を解き、会社と従業員を守りましょう。

[クレームガードはこちら](#)

【社外取締役・社外監査役】

社外取締役や社外監査役の適切な関与により、ブランド価値、レピュテーション等の社会的評価を含めた企業価値を持続的に成長させて中長期的に向上させることができます。課題、将来展望、お求めのスキル、注力分野、年齢層、ご予算等を踏まえて最適な弁護士をご紹介します。

[社外役員のお問い合わせはこちら](#)

【3】編集後記

いかがでしたか？

メルマガ特典の無料ダウンロード先はこちらです。

[各種無料ダウンロードはこちら](#)

先日、念願の天岩戸に行ってきました。

天照大神がなぜ天岩戸に隠れたのか？八咫鏡はどんな役割を担ったのか？知ってるつもりになっていましたが、いざ説明しようとする、何も伝えられない...

でも現場に行くとなるとちゃんと予習しますよね。

天岩戸の穴から噴き出すひんやりとした空気。中に入ってみたかったです。が立入禁止でした。中には高さ3メートルの滝もあるということです。

ほとりには禊滝がありましたので、頭を差し出し、滝行の真似事もししてみました。これで滝を見れば映像記憶付きで思い出せるようになりました。

天岩戸の左には「罔象女大神」（みつはめのおおかみ）が祭られており、右には「瀧祭窟」と記された石碑があります。「みつは」と「瀧」と言えば「君の名は。」ですね。

その後は少し登ったところにある猿田彦祠にも詣りました。

猿田彦って何をしたっけ？瓊瓊杵尊だったっけ？そもそも瓊瓊杵尊って何だったっけ？と自分の知識の曖昧なこと！

やはり現場です。

弁護士は法的トラブルを解決するお仕事なので、法律という冷酷無比な世界に生きているように錯覚しますが、トラブルには必ず当事者がいて、現場があります。

もちろん、判例や要件事実という机上の物差しは解決の最重要ツールとしてとても重要ですが、それ以上に現場と当事者を大切にすることを再確認しました。

このことは新メンバーの猪飼弁護士と現在私のところに来ている司法修習生にもしっかり伝えたいと思います。

F1は角田裕毅選手が見事にレッドブルのシートをゲットしました。しかも同僚は現在のみならず過去も含めて史上最高のドライバーであるマックス・フェルスタッペン選手です。

これは本当に素晴らしい偉業なのですが、角田選手はトップチームで走ることを目標としているのではなく、優勝を見据えていると思います。

昇格後のレースは不運も続いていますし、フェルスタッペン選手でも手こずる今年のレッドブルのマシンですが、シルバーストンでのテスト走行を経て、5/5のマイアミGP、5/18のエミリア・ロマーニャGP、5/25のモナコGPで才能を開花してくれることを祈っています！

我らが阪神タイガースは適度な位置で上々のスタートだと思います。

及川雅貴投手の大覚醒が素晴らしく、伊原陵人投手もさすがドラ1です。

チームの日々の勝ち負けは一喜一憂せず、一喜一憂せず、選手の一打席一イニングにドキドキしましょう。

Audibleは、角田光代さんの「源氏物語」の須磨帰りを乗り切ったところで配信待ちになりましたので、新庄耕さんの「地面師たち ファイナル・ベッツ」と「地面師たち アノニマス」を聴きました。その影響で、ちょうど高額の不動産決済に関わるお仕事の際、思わず「もうええでしょう。」と言いたいになるのをぐっと堪える羽目になりました。

弁護士リチャードソンのXや転送等でこのメルマガを知っていただいた皆様、ぜひご登録いただけますと励みになります。

メルマガご登録はこちら

今月も無事配信できてホッとしています。
それではまた来月！

(弁護士 野崎隆史)

本メールマガジンは、顧問先の皆様、HPからご登録いただいた方、当事務所が過去に連絡先を交換させていただいた方、セミナーにご参加いただいた方にお送りしています。

ご意見、ご要望、送信先変更、配信停止等は、以下のお問い合わせフォームからご連絡ください。

今後とも皆様のお役に立てるよう研鑽を重ねます。

ご連絡はこちら

【京都総合法律事務所】

〒604-0924

京都市中京区河原町二条南西角 河原町二条ビル5階

TEL 075-256-2560

FAX 075-256-2561

京都総合法律事務所コーポレートサイトはこちら

このメールの配信元：nozaki@kyotosogo-law.com 宛先 nozaki@kyotosogo-law.com

興味が無い場合 [登録解除](#)

京都総合法律事務所 | 京都市中京区河原町二条南西角河原町二条ビル5階